## 郵便による工事希望型指名競争入札の実施について

### 導入理由

市が行う建設工事を受注する能力及び意欲がある建設業者に十分な受注機会を与えることにより、公平性、競争性及び透明性の確保を図るため、入札の参加を希望する建設業者の中から参加者を選定し、郵便により入札書を提出する方法で行う指名競争入札を導入します。

### 対象工事

工事希望型指名競争入札の対象となる工事は、 原則 として従来指名 競争入札を行っていたものすべてが対象となります。ただし、緊急対応 工事、年間維持補修工事、その他市長が特に認めたものは除きます。

また、大まかな発注予定については、公共工事のホームページに掲載の「公共工事発注見通し」により予定をお知らせします。具体的な発注については、工事発注表をホームページに掲載しますので注意してください。

### 参加資格

工事希望型指名競争入札に参加できる方は、次に掲げる条件を満たしている必要があります。特に参加申込み時に当該工事の設計図書の購入が必要なこと、配置予定技術者の雇用期間に条件がありますので注意してください。また、工事によっては特別な条件が付くことがありますので工事発注表に留意してください。

- 1 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に定める指示又は 営業停止を受けていないこと。
- 2 対象工事に建設業法第26条に定める技術者(入札申込日から5か 月以内に雇用された者を除く。)及び現場代理人等必要な人員を配置 できること。
- 3 米子市入札参加資格者名簿に登録され、登録された工事種別が対象 工事と同一であること。
- 4 米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づ く指名停止措置を受けていないこと。
- 5 対象工事の設計図書等(設計図書及び現場説明書)を購入している こと。
- 6 工事希望型指名競争入札と同時に工事費内訳書(ホームページの申 請書ダウンロードに様式を掲載します。)を提出できること。
- 7 発注する建設丁事の内容を考慮して市長が別に定める条件を満たす

### 入札案件の公表

工事希望型指名競争入札により工事を発注しようとするときは、あらかじめ、公共工事のホームページにより当該工事の入札参加に必要な事項(工事発注表)を公表します。

原則、月曜日に公表します。

### 入札参加の申込

対象工事の工事希望型指名競争入札に参加を希望され、かつ、参加条件を満たしている方は、指定した期限(工事発注表に記載します。)までに、入札参加申込書(別記様式第1号)を入札契約課あてにファクシミリで提出してください。(持参の申込みは受け付けません。)

なお、配置予定技術者の変更は、原則としてできませんので注意してください。

また、入札参加申込書の着信確認のために、入札参加申込書に受付印を押して返信しますので、届かない場合は入札契約課にお問い合わせください。

## 入札参加者の決定(指名)

1 入札参加の申込みがあったときは、資格を有する方をすべて指名します。

ただし、指名基準数を超えて参加申込者の申込みがあった場合は、 指名基準数を下回らない範囲で採点基準に基づき参加者数の2割を下 位から非指名とします。なお、前年度の同一工種の発注が5件に満た ない場合は、原則として非指名は行いません。

2 指名した方に対してはその旨を、指名しない方に対してはその理由 を付してその旨をファクシミリで通知します。

# 不指名

次に掲げる方の入札参加申込があった場合は、不指名とし入札に参加できない場合があります。その場合は、その旨をファクシミリにより通知します。

#### 【経営状況関係】

- 1 市が発注した工事(その瑕疵修補等のための工事を含む。)の施行が 著しく遅れている者
- 2 経営内容が著しく不健全であるか、又はそのおそれがあると認められる者で次に掲げるもの

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始 の申立てをしている者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始 の申立てをしている者
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続の開始がされた者
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者 又は6か月以内に小切手の不渡り処分を受けた者
- 3 賃金の支払等労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者
- 4 その他指名審査委員会において公共工事の受注者としてふさわしく ない状況にある者と認められたもの

#### 【同一関係人関係】

- 1 同一の入札において、申込者のうちに次の各号のいずれかの関係に ある者がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申込者 のうち、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評定値 の最も高い者以外を指名しないものとする。
  - (1) 申込者(その取締役を含む。次号において同じ。)が他の申込者の 議決権保有者(その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を 超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。)である関係
  - (2) 申込者と他の申込者が、同一の会社の議決権保有者である関係
  - (3) 申込者の取締役(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。)が他の申込者の取締役を兼ねている関係
  - (4) 申込者の取締役と他の申込者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係
  - (5) 前各号の関係に準ずる関係

#### 審査項目の採点基準

1 審査項目及び配点

審查項目	工事成績	指名件数	受注量	適性	合計
配点	5 0	2 0	3 0	1 0	1 1 0

#### 2 採点基準

当該工種における前年度の発注件数が5件に満たない場合は、審 査項目の算定は行わない。

(1) 工事成績

過去4年間の市工事に係る工事成績の2分の1(工事実績のない者は31点)

(2) 指名件数

前年度等級別工種別平均指名回数を分母、当該年度の指名回数を分子として段階的に減点。

(3) 前年度等級別工種別平均受注額を分母、当該年度の受注額を分子として段階的に減点。

#### (4) 適性

10点を基準とし、次の場合に加減を行う。

前年度に当該工種に係る60点以下の工事成績(緊急対応工事を除く。)がある場合 5点(適正に係る審査項目の合計点が0点を限度とする。)

前年度に当該工種に係る90点以上の工事成績(緊急対応工事を除く。)がある場合 5点(1件を限度とする。)

### 設計図書等の購入

- 1 設計図書等は、指定した設計図書販売店(工事発注表に記載します。) から購入してください。
- 2 購入希望者は、必ず事前に購入申込書をファクシミリで設計図書販売店に申し込み、販売店に直接取りに行ってください。

設計図書販売店は、発注案件ごとに異なりますので注意してください。

## 現場説明・設計図書等に対する質問等

- 1 対象工事に係る現場説明会は、行いません。
- 2 対象工事の設計図書等に対する質問は、指定した期限(工事発注表に記載します。)までに、設計図書等に対する質問書(別記様式第2号) を入札契約課あてにファクシミリで提出してください。
- 3 設計図書等に対する質問の回答は、指定する日(工事発注表に記載します。)に公共工事のホームページに掲載することにより回答します。

# 入札の方法

- 1 工事希望型指名競争入札は、すべて郵便により入札書を提出する方 法で行います。
- 2 入札書を郵送する際は、所定の事項をすべて記載した上で指定の封筒(設計図書の購入時に無料配布します。)に入れて封かんしてください。
- 3 郵送方法は、郵便局から配達日指定郵便で、かつ配達記録郵便、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で、あらかじめ指定する日に入札契約課に到達するように行ってください。(差出日と配達日の間は2日必要です。)

所定の方法以外で提出があった場合は無効となることがありますの

#### で注意してください。

### 開札等

- 1 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 2 入札書到達後においても、入札執行の完了までは入札の参加を辞退することができます。
- 3 開札ごとに3人の入札立会者を指名し、立会いを求めます。(入札立会者以外の入札参加者が当該開札への立会いを希望されるときは、開札日前日までに申し出てください。)
- 4 入札立会者は、原則として参加申込書が1・3・5番目に到達した 方にお願いします。
- 5 入札立会者は、入札参加者又は入札参加者に常時雇用されている方でお願いします。
- 6 入札立会者の有無にかかわらず、入札事務に関与しない職員を1人以上立ち会わせることとします。

## くじによる落札者の決定

- 1 落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が 2 人以上ある ときは、くじにより落札者を決定します。
- 2 くじを引くべき入札者が、その場にいない場合は、別に日時を定め くじにより落札者を決定します。

なお、くじを引くべき入札者に代わって入札事務に関与しない職員が、くじを引くことがあります。

# 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となりますので注意してください。

- 1 参加申込書を提出していない者がした入札
- 2 入札書に記名押印がない入札
- 3 入札書の入札金額を訂正している入札又は入札金額の明確でない入 札
- 4 同一入札案件について同一人が複数の入札書を提出した入札
- 5 米子市郵便入札実施要領第2条第2項に規定する方法以外の方法で入札書を提出した入札.
- 6 指定の封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- 7 入札書が第2条第1項の指定する日以外の日に到達した入札
- 8 指定の封筒に記載の工事名又は差出人と同封された入札書の工事名

又は入札者が相違する入札

- 9 指定の封筒に工事名又は差出人の記載されていない入札
- 10 工事費内訳書が同封されていない入札
- 11 その他入札執行者において無効と認めた入札

### 落札者への通知

落札者が開札に立ち会わなかった場合は、当日、落札者に電話で落札者と決定する旨を連絡します。

## 配置技術者

落札決定となった場合、配置する監理技術者又は主任技術者の雇用確認を行いますので、当該入札の申込日から5か月を超える期間の雇用が確認できる健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等の確認書類を契約関係書類に添えて提出してください。

## 低入札価格調査制度

- 1 調査基準価格を下回った場合は、いったん入札を保留とし、最低入 札価格であっても審査の上、落札者としない場合があります。
- 2 失格基準価格(当該入札の下位5者の平均に0.85を乗じた額) を下回った場合は、失格となります。
- 3 失格判断基準を一つでも満たさない場合は、失格となります。
- 4 入札金額の根拠となった見積等の積算資料をすべて提出する必要があり、整合しない場合は失格となります。
- 5 低入札価格調査に基づき有効と判断された場合は、配置技術者を 1 人増員配置する必要があります。

# 入札結果の公表

落札者が決定したときは、速やかに、公共工事のホームページに掲載 します。

#### 別記

様式第1号(第7条関係)

# (送信票は必要ありません。この申込書のみFAXしてください。) 入札参加申込書

申込日: 年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

次の工事案件について、入札に参加したいので申し込みます。

λ	太	ΙĦ	٦ì	λ	者
ハ	41	ᇅᅢ	ΗJ	亼	18

住 所		
商号又は名称		
代表者職氏名		印
電話番号	FAX 番号	
担 当 者		

#### 参加希望工事案件

入 札 番 号	工事発注表に記載してあります
工事名	
工事場所	

#### 配置予定技術者

現場代理人	氏 名	
	上記の者は、	当工事請負期間中は専任であり、他の現場を兼務することはありません。

いずれかの をチェックしてください。(申込日から5ヶ月以内に雇用した者は、従事できません。)

主任技術者	氏 名		
監理技術者	氏 名		
上記技術者	当該工	事に専任	他工事と兼務 (下欄に記入のこと)
の他工事の従事状況	兼務する工事の内容	件 名: 発注者: 工 期:	

様式第2号(第9条関係)

# (送信票は必要ありません。この質問書のみFAXしてください。) 設計図書等に対する質問書

年	月	H
	/ J	_

米子市	長	野	坂	康	夫	<b>樣</b>	
						住所	
						商号及び名称	
						代表者職氏名	<u>ED</u>
						電 話 番 号	
						FAX番号	
この	こと	にこ	117	こ、ど	なのと	こおり質問します。	
なお、	回答	iは F	A >	くを(	( 肴	望します。・希望しません。) をしてください。	
<u>入札番</u>	·号						
工事	<u>名</u>						
丁重提	· Ph						

番号	質問内容	設計図書等の該当頁

## (送信票は必要ありません。この申込書のみFAXしてください。)

# 設計図書等購入申込書

	住	所
申込者	商号又は	名称
	担 当	者
下記のとおり、設計図書等の購 <i>入</i>	∖を申し	<b>ン込みます。</b>

入札番号	
工事名	
購 入 部 数	部